

伊賀市環境基本計画（案）



伊賀市

(にん太くん)



(しのぶちゃん)

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景	1
2 国際的な動向・国の動向・三重県の動向	2
3 これまでの本市の取り組み	5
4 計画策定の目的と位置づけ	6
5 計画の期間	7
6 計画の対象地域	7
7 対象とする環境の範囲	7

第2章 本市の概況と環境の現況

1 本市の概況	10
2 生活環境	16
3 自然環境	17
4 地球環境	19
5 循環型社会	19
6 環境教育	20
7 環境意識	21

第3章 望ましい環境像実現のために

1 施策の体系	26
2 SDGs（持続可能な開発目標）の視点から	26
3 基本目標・環境目標・具体的施策	27

第4章 計画の推進

1 計画の推進体制	48
2 計画の進行管理	49

参考資料 50

環境用語 83

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

近年、私達の生活環境を取り巻く状況は大きく変化しようとしています。

1990年代から2010年頃にかけての環境問題は、生活の利便性を高めるため、様々な化学物質を用いた製品製造等に係る公害問題や経済活動優先の大量生産・大量消費・大量廃棄にともなうごみの不法投棄問題が主なものでした。当時、この問題に対応するため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の改正等により、ダイオキシン類やフロン類の規制がされたり、資源循環基本法等により、廃棄物のリサイクルが進められてきました。伊賀市（以下「本市」）では、伊賀市環境保全都市宣言、伊賀市環境基本条例に基づき、伊賀市環境基本計画（2007年～2015年）を策定し、その計画に沿った施策を推進するとともに、身近な河川の水質監視、環境保全に関する市民活動の推進もあり、良好な環境が保たれてきました。

しかし、2010年代に入り、このような地域の環境問題だけでなく、化石燃料の使用等による温室効果ガス增加による地球温暖化に起因する気候変動問題やレジ袋等マイクロプラスチックによる海洋汚染問題等、地球的規模で未来に影響を及ぼす重大な問題が認識されるようになってきました。

これらの新たな環境問題に対応するため、国際的には、2015（平成27）年に国連でSDGsが採択され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓う中で、特に、地球温暖化に対応するため、同年「国連気候変動枠組条約締約国会議（COP）」において、先進国だけに温室効果ガスの削減を義務づけた「京都議定書」に代わる「パリ協定」が採択され、令和2020（令和2）年から世界中の多くの国や地域が参加して、温室効果ガス削減目標の達成に向けて取り組むこととなり、国内にあっては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」などの法令の施行や地域資源を活用した再生可能エネルギー推進を中心とした地方創生事業等の実施により対策が実施されています。

また、21世紀は、「人権の世紀」と言われるばかりではなく、「環境の世紀」とも言われています。人権は誰もが幸せに人間らしく暮らしていくための大切な権利です。人類が共存できる環境を保全することは、この権利と密接にかかわっており、環境問題は、私たちの基本的人権と深くかかわる問題なのです。

私たちが住む本市は、趣のある伊賀上野城を中心とした市街地と、その周りには農村地帯と里山があり、都市と自然が調和する魅力的な街です。この魅力ある本市の自然や地域の環境及びかけがえのない地球環境を次世代に引き継いでいくことは、私たちの市民の責務です。

そのため、今回新たに「伊賀市環境基本計画」を策定し、地球環境保全のため、地域の課題に取り組むことで、国際社会の一員としての責務を果たせるように努めます。

なお、この計画の策定にあたっては、“持続可能な開発目標（SDGs）”（以下「SDGs」という）の基本理念を反映しています。

2. 国際的な動向・国の動向・三重県の動向

国際的な動向として、2015（平成27）年9月に「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が国連サミットで採択され“持続可能な開発目標（SDGs）”が掲げられました。

これは、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能で包摂性のある社会の実現のため、17の国際目標（ゴール）とこれに紐づけられた169のターゲットと232の指標により構成され、持続可能な開発の側面（環境・経済・社会）は一体不可分という考え方を基本としています。



■ Sustainable Development Goals (SDGs) 出展：国際連合広報センター

また、近年の急速な気温上昇に伴う気候変動を抑制するため、「京都議定書」に代わる新たな法的拘束力のある国際的な合意として、2015（平成27）年に、パリで開催されたCOP21で「パリ協定」が採択され、“世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも2℃高い水準を十分に下回るものに抑えること、並びに世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも1.5℃高い水準までのものに制限する。”ための努力を継続することとされました。

さらに、この協定で温室効果ガスの長期目標設定や、削減目標を5年ごとに提出・更新することなどが求められています。



※SDGs ウエディングケーキモデル
SDGsには3つの階指標（環境、社会、経済）があるとし、経済の発展は社会によって支えられ、社会は自然環境によって支えられており、それらが目標17により密接に関わっていることを概念的に表したものです。

■SDGs ウエディングケーキモデル 出展：国際連合広報センター

国の動向として、2018（平成30）年4月に「第5次環境基本計画」を閣議決定し、目指すべき社会の姿として、①「地域循環共生圏」の創造、②「世界の範となる日本」の確立 ③これらを通じた、持続可能な循環共生型 の社会（「環境・生命文明社会」）の実現が示されました。

この施策を展開するためSDGsの考え方を活用し、環境・経済・社会の統合的向上を具体化するというアプローチとともに、分野横断的な6つの「重点戦略」（経済、国土、地域、暮らし、技術、国際）が示されました。

また、地球温暖化の抑制については、「地球温暖化対策の推進に関する法律」や「気候変動適応法」、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」、「循環型社会形成推進基本法」などの施行により地球温暖化対策を実施しています。また2030（令和12）年に温室効果ガスの排出量を2013（平成25）年度比46%削減、2050（令和32）年度には、脱炭素社会を実現するため、カーボンニュートラル（実質排出ゼロ）に向けての取り組みも発表され、その推進のため、地域での再生可能エネルギー事業推進を中心とした地方創生事業も創設されています。

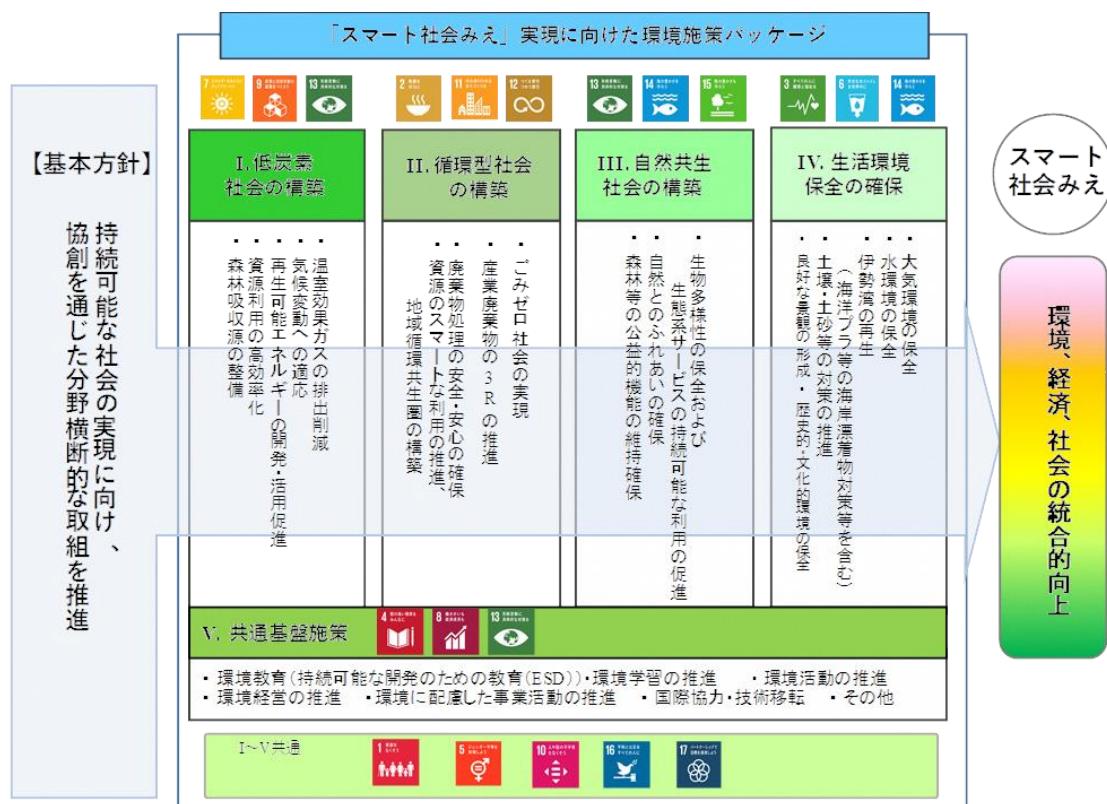


■第5次環境基本計画における地域循環共生圏

出展：環境省「第五次環境基本計画の概要」

三重県では、2012（平成24）年に環境保全に関する「三重県環境基本計画」が策定されました。その後、SDGs達成に向けたグローバルな合意がなされ、またパリ協定の発効によりさらなる低炭素化が求められる状況となるなど、環境を取り巻く状況が大きく変化していることから2020（令和2）年3月に改定されました。

この計画では、SDGsの考え方を取り入れ、目標年度を2030（令和12）年度とし、①低炭素社会の構築、②循環型社会の構築、③自然共生社会の構築、④生活環境保全の確保を通して環境・経済・社会の統合的向上を目指すこととされています。（スマート社会みえ）



■三重県環境基本計画の施策体系図 出展：三重県環境基本計画

3 これまでの本市の取り組み

本市では、“恵み豊かな環境を保全し、さらに市民の健康で安全かつ快適な文化的生活を営むことができる環境を確保するとともに、この環境を現在の世代が享受し、それらを次世代に継承していく”ことなどを基本理念として、2004（平成16）年11月に「伊賀市環境基本条例」を制定、2005（平成17）年12月に、「環境保全都市宣言」を行い、2007（平成19）年度には、「恵み豊かな環境の保全と安全と快適な生活を営むことができる環境を確保するとともに、環境に配慮したまちづくりの推進と幸福に暮らせる持続可能な社会の実現を目指す」ことを目的とした「伊賀市環境基本計画」（2007（平成19）年度～2015（平成27）年度）（以下「前計画」）を策定し取り組んできました。

さらに、地球温暖化対策として、2021（令和3）年3月に「伊賀市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、本市が行う事務事業について、「伊賀市EMS」活動を通じて、温室効果ガス削減にも取り組んでいます。



環境センター



伊賀市役所公用車
(電気自動車コムス)



さくらリサイクルセンター
太陽光発電設備



伊賀市役所
電気自動車急速充電器

4 計画策定の目的と位置づけ

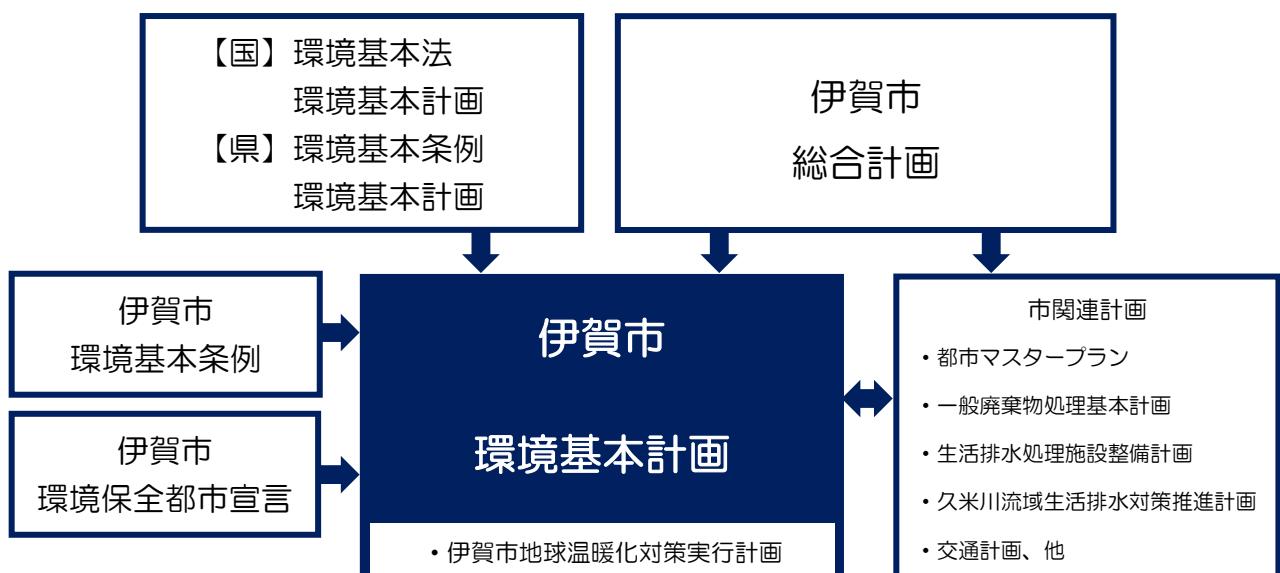
この計画は、「伊賀市環境基本条例」（2004（平成16）年11月1日制定）に基づき、その基本理念を具体化する目的で策定します。また、本市の「環境保全都市宣言」の理念に基づき、豊かな自然環境に恵まれた安全で快適な生活ができる環境を長期にわたり確保するとともに、循環型の環境に配慮したまちづくりの推進や持続可能な社会の実現を目指すこととします。

市民、市民団体、事業者、行政がそれぞれの日常生活や事業活動において、具体的に環境保全活動の取り組みを明らかにします。

また、国、三重県その他関連計画などの上位計画や本市の関連計画と整合を図りながら、環境行政の基本的方向を示します。

特に本市のまちづくり全体の指標となる「伊賀市第2次総合計画」（以下「総合計画」という。）があり、本計画は、総合計画が示す将来像「『人が輝く 地域が輝く』伊賀市」の実現を環境分野から目指します。

本計画において設定する生活環境、自然環境、地球環境、ごみ・資源環境の4つの環境分野を保全・推進するにあたっては、その方向性を示す本市の個別計画や関連計画が策定されています。このことから、本計画は、環境分野の総合的な計画となるものですが、これらの個別計画・関連計画と整合を図りながら、計画を推進していきます。



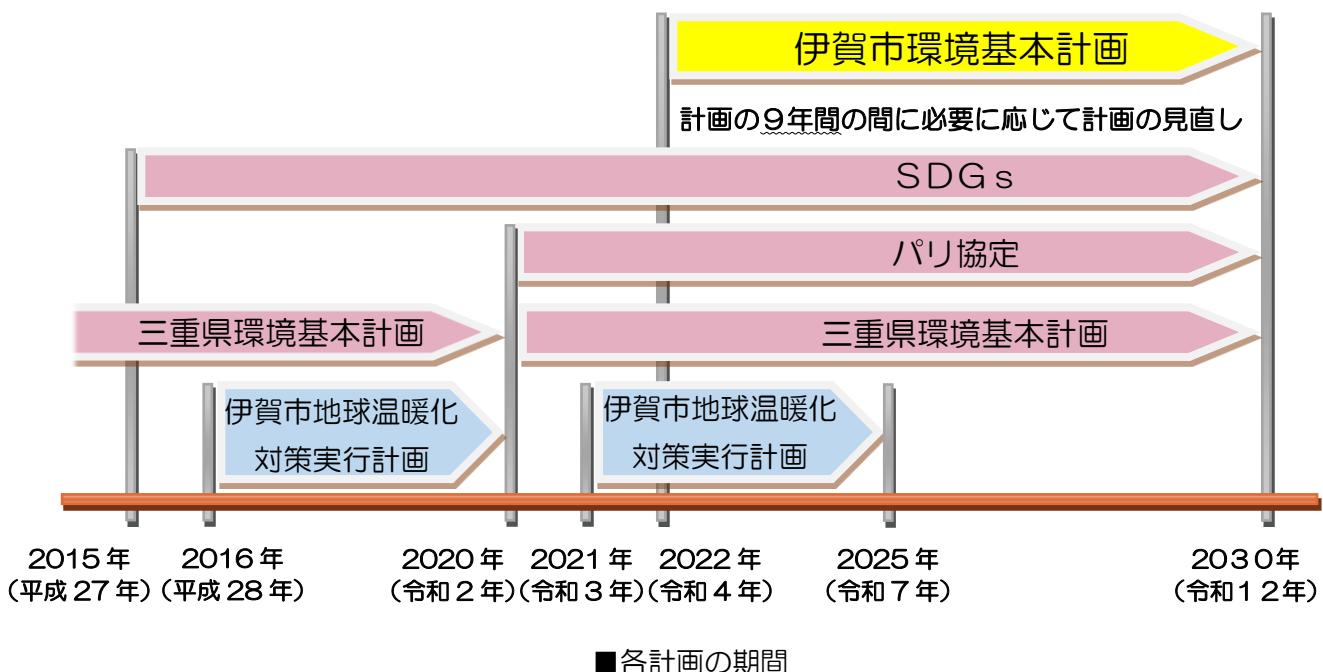
色々な計画に関係しているのね！



5 計画の期間

本計画は、SDGs、パリ協定目標年度及び三重県環境基本計画と整合を図るために、計画の期間は、2022（令和4）年度から2030（令和12）年度までの9年間とします。

また、地球規模での環境に対する世界の情勢、国の法令改正・環境基本方針の変更、地域社会情勢や本市を取り巻く環境の変化、科学技術の発展、さらに、計画の達成状況などにより必要に応じて見直します。



6 計画の対象地域

本計画の対象地域は、本市全域とします。

なお、本市を含む広域的な環境問題・地球環境問題など、本市域だけで解決できないものについては、近隣の市町や国・県などと連携、協力を図り、広域的に対応していきます。

7 対象とする環境の範囲

この環境基本計画の対象とする環境の範囲は、地球環境、ごみ・資源環境、自然環境、生活環境まで多岐に渡ります。それについて、対応すべき環境問題を以下に示します。

地球環境	地球温暖化・気候変動・オゾン層の破壊等
ごみ・資源環境	廃棄物・リサイクル等
自然環境	地形・地質・河川・動植物・文化環境等
生活環境	大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壌等

パリ協定

2015（平成 27）年 11 月 30 日から 12 月 13 日までフランス・パリにおいて開催された 国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議(COP21)では、新たな法的枠組みとなる「パリ協定」を含む COP 決定が採択されました。

パリ協定は、「京都議定書」の後継となるもので、2020（令和 2）年以降の気候変動問題に関する国際的な枠組みです。

このパリ協定の発効には 55 カ国以上が批准し、その排出量が世界の温暖化ガス排出量の 55%に達する必要がありましたが、採択の翌年 2016（平成 28）年 10 月 5 日にこの条件を満たし、同年 11 月 4 日に発効されました。京都議定書では一部の先進国に温室効果ガス排出削減が限られていたのに対し、このパリ協定では世界各国が新たな枠組みに対する約束草案を国際気候変動枠組条約事務局に提出しており、先進国だけではなくすべての国において取り組みが進むことが期待されています。

各国の削減目標		
国連気候変動枠組条約に提出された約束草案より抜粋		
国名	削減目標	
中国	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 60 - 65 % 削減 ※2030年前後に、CO ₂ 排出量のピーク	2005年比
EU	2030 年までに 40 % 削減	1990年比
インド	GDP当たりのCO ₂ 排出を 2030 年までに 33 - 35 % 削減	2005年比
日本	2030 年度までに 26 % 削減 ※2005年度比では25.4%削減	2013年度比
ロシア	2030 年までに 70 - 75 % に抑制	1990年比
アメリカ	2025 年までに 26 - 28 % 削減	2005年比

パリ協定の特徴

- ・歴史上はじめて、気候変動枠組条約に加盟する 196 力国全ての国が削減目標・行動をもって参加することをルール化した公平な合意である。
- ・全ての国が、長期の温室効果ガス低排出開発戦略を策定・提出するよう努めるべきとしている。
- ・世界共通の長期目標として、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前 に比べて 2°C より十分低く保つとともに、1.5°C に抑える努力を追求すること」が掲げられている。
- ・長期目標の達成に向け、2023（令和 5）年以降、5 年ごとに世界全体の進捗を確認する（グローバルストックテイク）。
- ・また、「今世紀後半には、温室効果ガスの人為的な排出と吸収源による除去の均衡を達成するよう、排出ピークができるだけ早期に迎え、最新の科学に従って急激に削減すること」が世界全体の目標として掲げられている。

出典：全国地球温暖化防止活動推進センターHP

国連気候変動枠組条約第26回締約国会合（COP26）

【会合結果のポイント】

2021（令和3）年10月31日から11月13日まで英国・グラスゴーにおいて開催されました。

会合結果のポイントは次のとおりです。

- ①岸田総理大臣が首脳級会合「世界リーダーズサミット」に参加し、2030（令和12）年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけた。
- ②英国主導で実施された「議長国プログラム」では、日本から、気候変動対策の重点分野における取り組みの発信やグラスゴー・ブレークスルー等の実施枠組みへの参加等の対応を図った。
- ③国連気候変動枠組条約交渉では、日本も積極的に交渉に貢献し、パリ協定6条（市場メカニズム）をはじめとする重要な交渉議題で合意に至り、パリ協定ルールブックが完成した。

グラスゴー・ブレークスルー：5つの目標

- ・電力：クリーンな電力を、2030（令和12）年までにすべての国が電力需要を効率的に満たすための最も安価で信頼できる選択肢とする。
- ・道路輸送：ゼロエミッション車を2030（令和12）年までにすべての地域で利用しやすく、安価で、持続可能なものとし、新たな標準（ニューノーマル）とする。
- ・鉄鋼：2030（令和12）年までにすべての地域で効率的な使用とゼロエミッションに近い鉄鋼生産が確立され、成長し、グローバル市場でゼロエミッションに近い鉄鋼が好ましい選択肢とされる。
- ・水素：2030（令和12）年までに、再生可能で低炭素かつ安価な水素が世界的に入手可能となる。
- ・農業：気候変動に強い持続可能な農業が、2030（令和12）年までに世界中の農家にとって最も魅力的で広く採用される選択肢となる。

【岸田総理大臣より】

首脳級会合「世界リーダーズ・サミット」において2030（令和12）年までの期間を「勝負の10年」と位置づけ、全ての国に野心的な気候変動対策を呼びかけるとともに、日本の取り組みとして以下の発信を行った。

- ①新たな2030（令和12）年度温室効果ガス削減目標
- ②今後5年間で最大100億ドル資金援助の追加コミットメント及び適応資金支援の倍増の表明
- ③アジアにおけるゼロ・エミッション火力転換への支援
- ④グローバル・メタン・ブレッジへの参加、等の気候変動対策

【環境大臣のCOP26会合・イベントへの参加より】

- ①パリ協定ルールブックの完成
- ②日本の取り組みの発信
という2つの大きな目標を達成した。

【交渉結果】

①COP全体の決定

パリ協定の1.5℃努力目標達成に向け、今世紀半ばのカーボン・ニュートラル及びその経過点である2030（令和12）年度にむけて野心的な気候変動対策を締結国に求める内容となっている。決定文書には、全ての国に対して、排出削減対策が講じられていない石炭火力発電の遮断及び非効率な化石燃料補助金からのフェーズ・アウトを含む努力を加速すること、先進国に対して2025（令和7）年までに途上国の適応支援のための資金を2019（令和元）年比で最低2倍にすることを求める内容が盛り込まれた。

②市場メカニズム

パリ協定第6条に基づく市場メカニズムの実施指針が合意され、当該合意により、パリルールブックが完成した。実施指針のうち、二重計上の防止については、日本が打開策の一つとして提案していた内容がルールに盛り込まれ、今回の合意に大きく貢献した。

③透明性の枠組み

各国の温室効果ガス排出量の報告等について報告様式を前締結国共通の表形式とすること。

④共通の時間枠

温室効果ガス削減目標を2025（令和7）年に2035（令和17）年目標、2030（令和12）年に2040（令和22）年目標を通報（以降、5年毎に同様）することを推奨。

⑤気候資金

2025（令和7）年以降の新たな途上国支援の数値目標の議論を開始。

出典：環境省HP

第2章 本市の概況と環境の現況

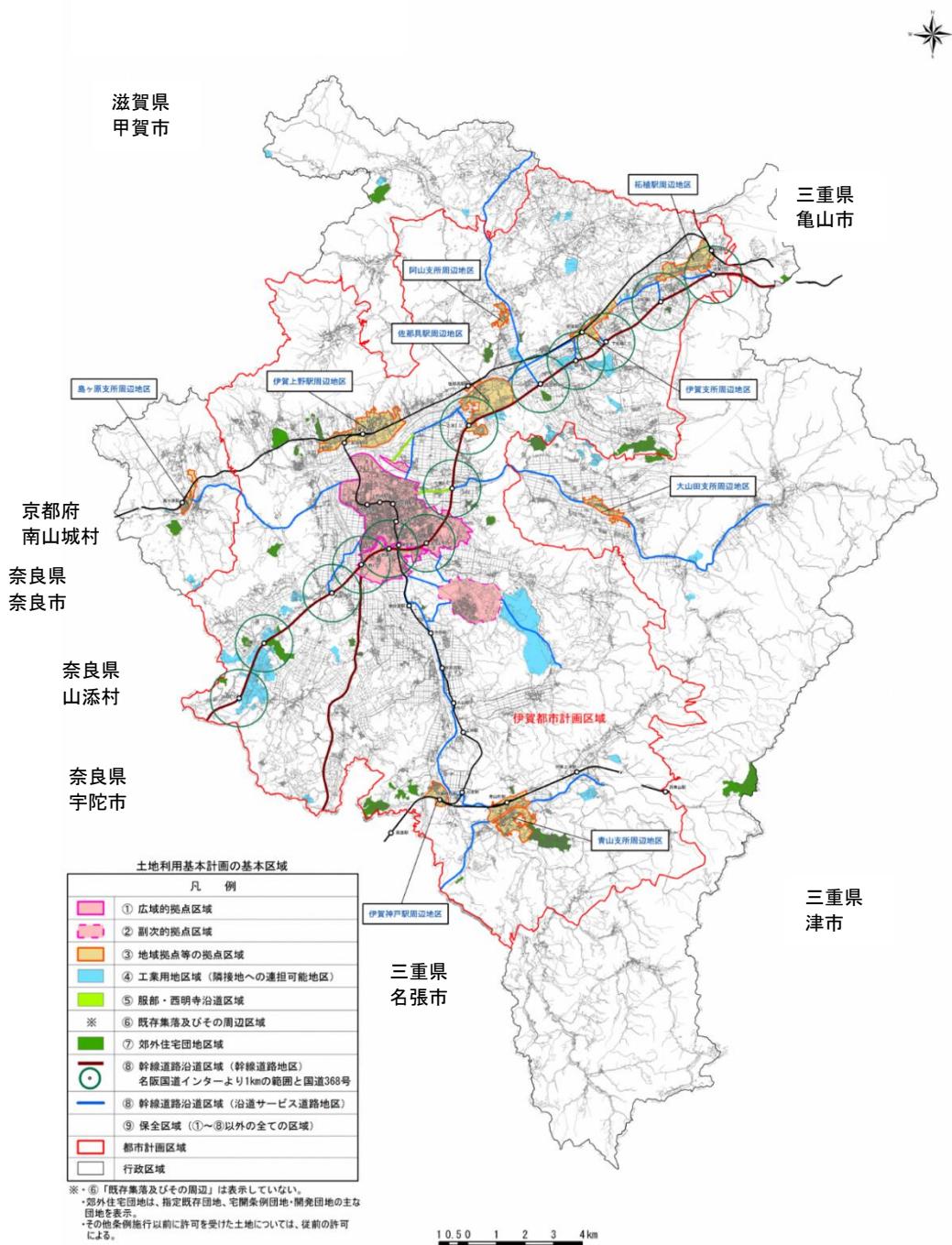
伊賀市の概況と環境の現況は次のとおりです。

1 本市の概況

(1) 本市の位置

本市は面積 558.23 km²で、京都府、奈良県、滋賀県と県境を接しています。

東側は鈴鹿山脈と布引山地に、西側は笠置山地に、南は室生火山群に、北側は信楽高原の山地に囲まれた伊賀盆地に位置しています。



(2) 人口

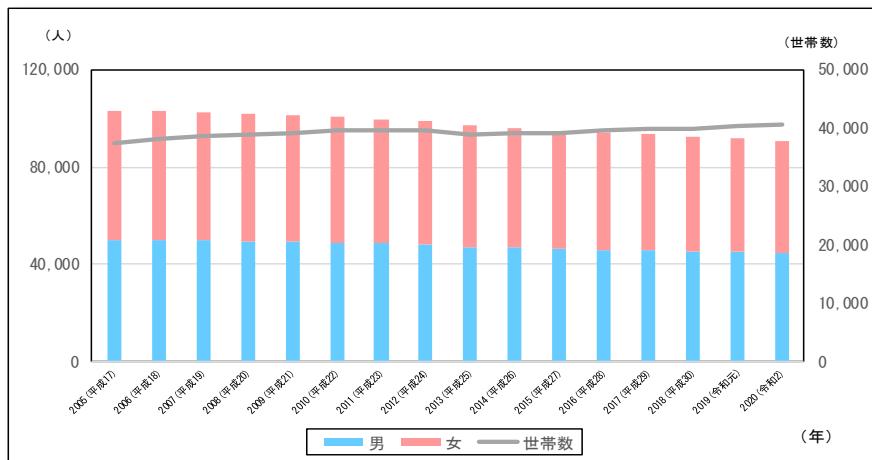
人口	89,167 人	男性 43,771 人
		女性 45,396 人
世帯数	40,699 世帯	

【2021(令和3)年5月31日現在】 出典：伊賀市ホームページ

人口は緩やかに減少している一方で世帯数は緩やかに増加しています。

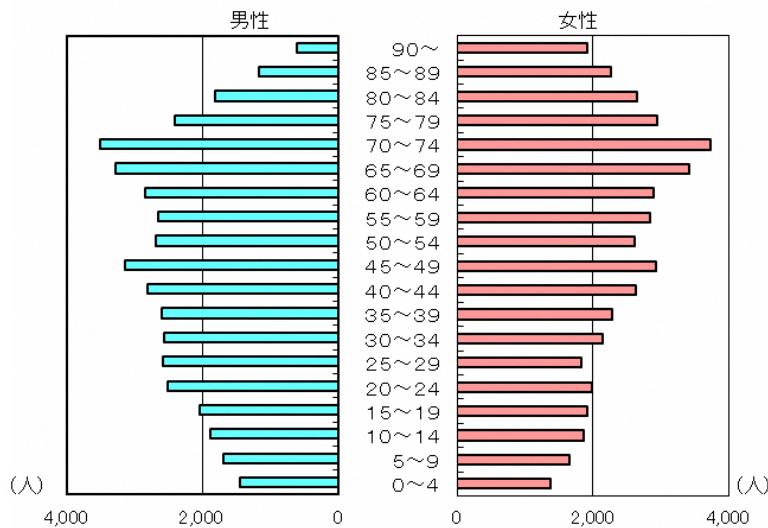
年齢層別的人口構成は、男女とも70～74歳が多く、最多の年齢層となっています。

■人口／世帯数の推移



注：各年3月31日現在 出典：「伊賀市ホームページ」伊賀市

■年齢別男女別人口構成



データ：2020（令和2）年 出典：第2次伊賀市総合計画第3次基本計画（別冊）

本市における昼間流入人口と流出人口と比較すると、昼間流入人口の方が多く、他地域から就業者などが流入していることが伺えます。

(3) 産業

産業別就業人口は43,953人です。【2015(平成27)年10月1日現在】

産業別就業人口を2015(平成27)年を1990(平成2)年と比較すると、第一次産業は、5,247人から2,620人へと半減、第二次産業は、21,435人から17,274人と減少した後、2019(令和元)年には増加に転じました。第三次産業は、23,524人から24,059人と約2%の増加となっています。

○第一次産業の状況

農家数

専業農家数：684戸

第1種兼業農家数：13戸

第2種兼業農家数：2,507戸

【農家数は、2015(平成27)年2月1日現在】

農業粗生産額。

耕種別：米401千万円、野菜133千万円など

畜産別：肉用牛115千円、鶏が96千円など

【農業粗生産額は、2017(平成29)年度】

出展：伊賀市統計書 2019(平成31)年度版、「農林業センサス報告書」農林水産省

○第二次産業の状況

製成品出荷額等は、2004(平成16)年度は、約5,616億円でしたが、2019(令和元)年度は、約7,994億円増加しています。

従業者数は19,428人 【2019(令和元)年6月1日現在】

出典：「工業統計表」経済産業省、「三重の工業」三重県統計調査室、

「経済センサス活動調査」総務省統計局

○第三次産業の状況

第三次産業が24,059人であり、店舗数は減少傾向です。

【2015(平成27)年10月1日現在】

飲食店を除く商店数：820店

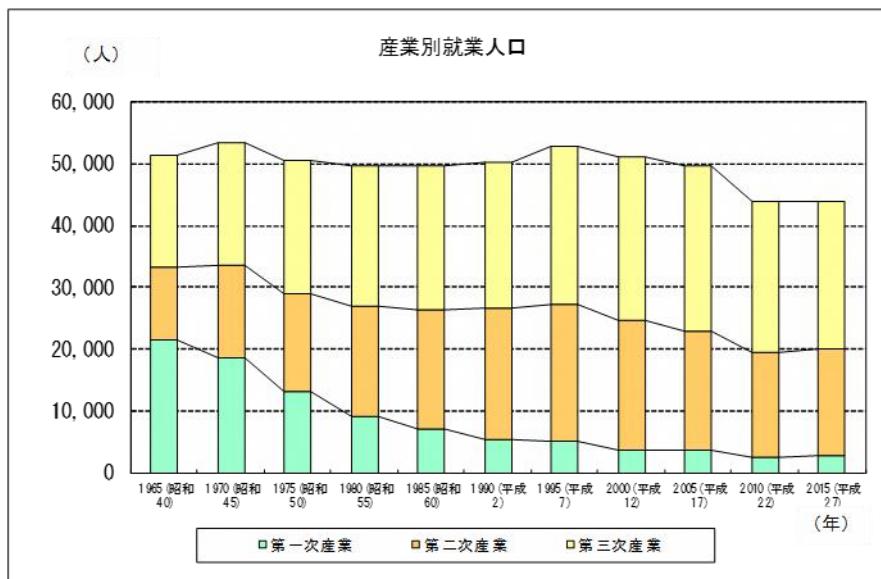
従業者数：5,535人 【2016(平成28)年6月1日現在】

出典：「国勢調査報告書」総務省統計局、「三重県統計書」三重県

「商業統計表」経済産業省、「三重の商業」三重県統計調査室、

「経済センサス活動調査」総務省統計局

本市の産業別就業人口の推移を示します。

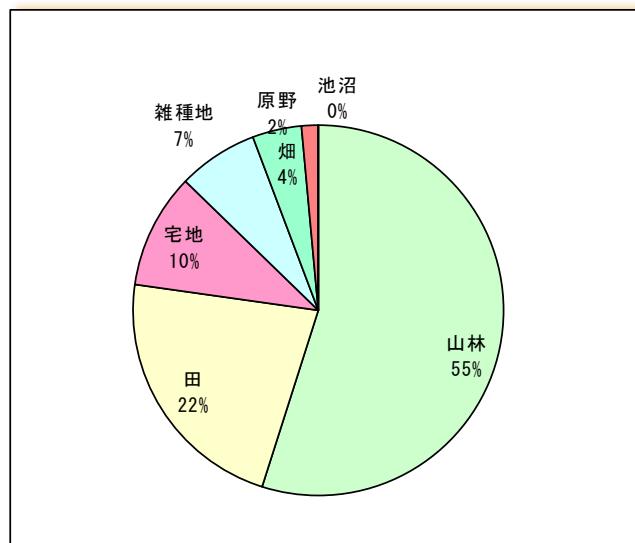


注：常住地就業者。毎年10月1日現在。記載した年以外のデータなし。

出典：「国勢調査報告書」総務省統計局、「三重県統計書」三重県

(4) 土地利用

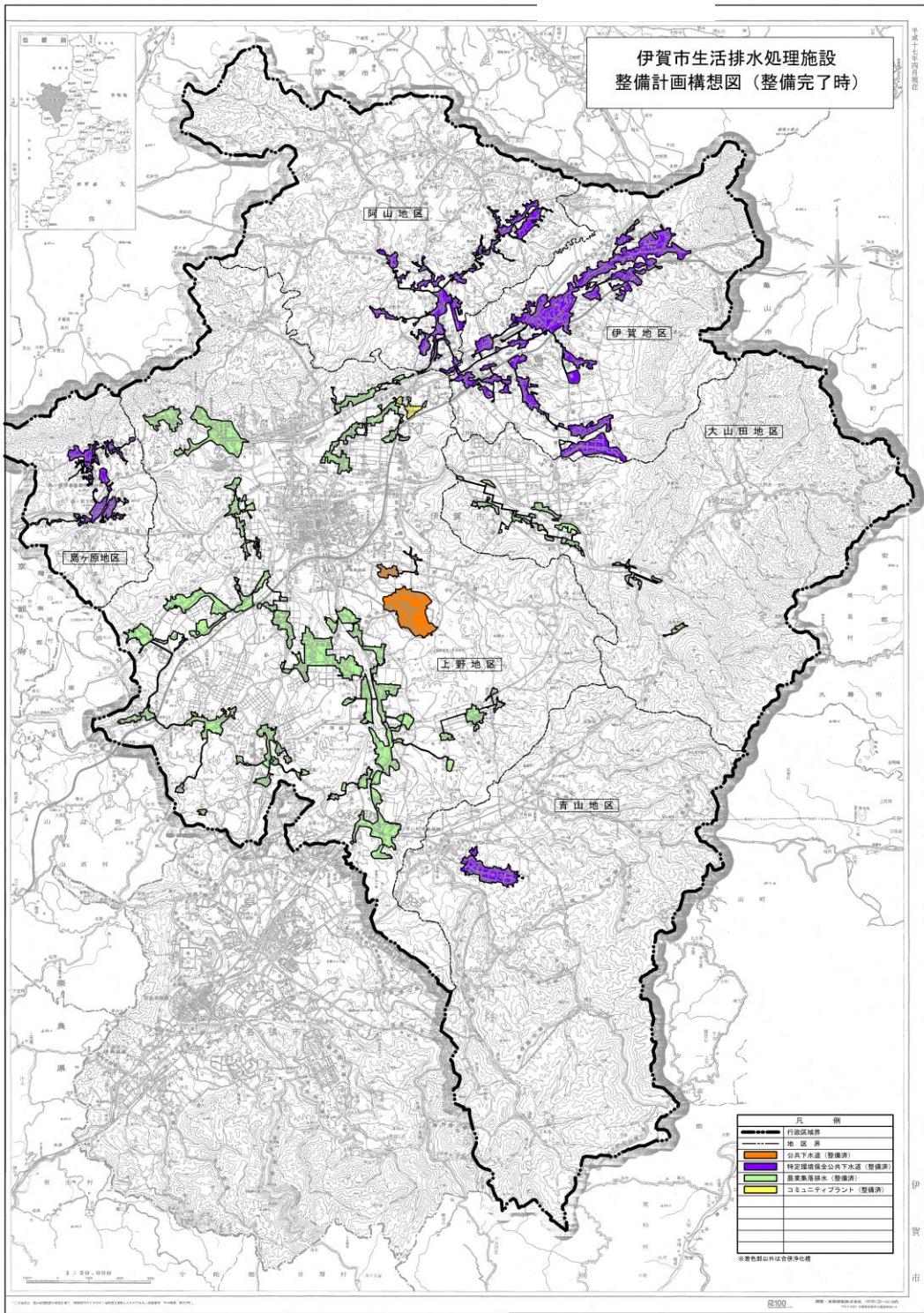
市域の北西部に位置する台地（盆地）に、城下町として旧上野市は整備され、現在も城址を中心として人口や産業が集中しています。この周囲を取り巻くように農地があり、さらに、それらを山林が取り巻いています。民有地 273.61km²の土地利用状況を示します。



■土地利用状況（民有地） 出典：伊賀市統計書（平成31年度版）

(5) 上下水道

水道水の供給は、市内 558 km^2 のうち 215 km^2 に供給しています。【2016(平成28)年】
汚水処理人口普及率は、83.0%です。【2020(令和2)年度末】



伊賀市生活排水処理施設整備計画構想図（令和3年度作成）

出典：伊賀市生活排水処理施設整備計画

(6) 交 通

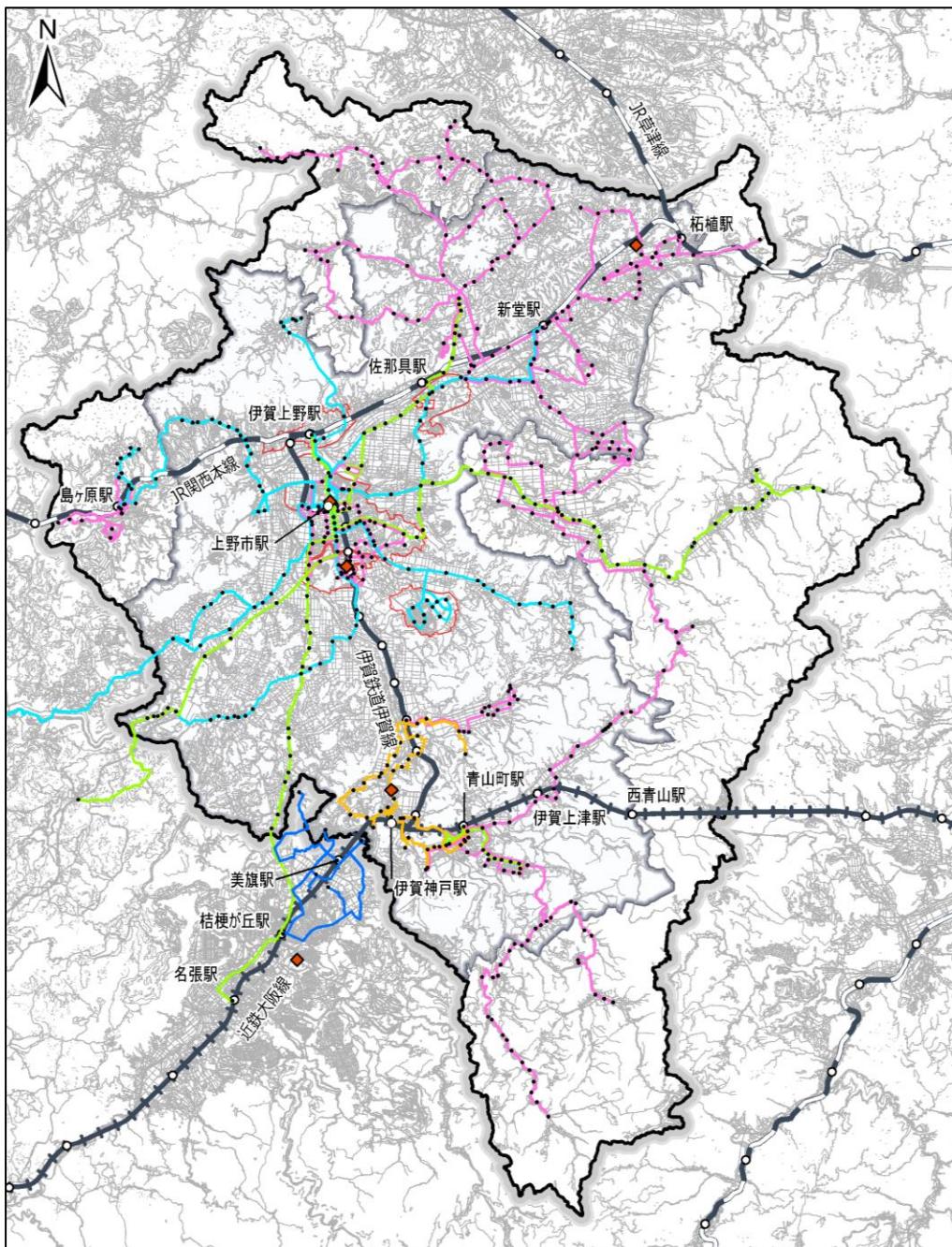
道路網は、国道25号、国道163号、国道368号、国道165号、国道422号などの主要道路と、県道、市道、広域農道などで交通ネットワークが形成されています。

鉄道は、JR関西本線、JR草津線、近鉄大阪線、伊賀鉄道伊賀線があります。

バスは、営業路線バス・高速バス、行政バス、地域運行バスが運行しています。

(営業路線バスは利用者の減少により、営業区間の短縮、減便、廃止が行われています。)

以下に伊賀市の地域公共交通路線網図を示しました。



■地域公共交通路線網図 出典：伊賀市「伊賀市地域公共交通計画」

2 生活環境

(1) 大気質

- ・大気質のモニタリングは三重県により実施されています。(緑ヶ丘中学ほか)
- ・二酸化硫黄(SO₂)、二酸化窒素(NO₂)、浮遊粒子状物質(SPM)

⇒環境基準はほぼ達成しています。

- ・光化学オキシダント

⇒環境基準は未達成です。(三重県内すべての測定地点で未達成の状況です。)

- ・ダイオキシン類

⇒環境基準は達成しています。

(2) 水質・底質

《河川水》 ・水質のモニタリングは三重県により実施されています。(木津川ほか)

⇒久米川(芝床橋)を除き、生物化学的酸素要求量(BOD)は、ほぼ環境基準を達成しています。

- ・ダイオキシン類は、ほぼ環境基準を達成しています。

《地下水》 ・地下水質のモニタリングは三重県により実施されています。

⇒環境基準を達成しています。

- ・ダイオキシン類も、環境基準を達成しています。

《底質》 ・底質のダイオキシン類のモニタリングは三重県により実施されています。

⇒環境基準を達成しています。

(3) 騒音・振動

(騒音) ・環境騒音は、本市により測定されています。

⇒環境基準を達成しています。

(振動) ・道路交通振動の限度(要請基準)があり、本市により測定されています。

⇒要請基準を達成しています。

(4) 悪臭

- ・悪臭に関しての環境基準は設定されていませんが、本市では定期的に調査を実施しています。
- ・悪臭に関しての法律には「悪臭防止法」があります。この法律は、規制地域内の全ての事業場の事業活動に伴って発生する悪臭に適用される法律で、旧上野市の全域、旧伊賀町及び旧青山町の都市計画区域が規制対象地域になっています。

(5) 土壤

- ・三重県によりダイオキシン類の調査が実施されており、環境基準を達成しています。

3 自然環境

(1) 地形・地質・河川

本市の地形・地質の特徴は以下のとおりです。

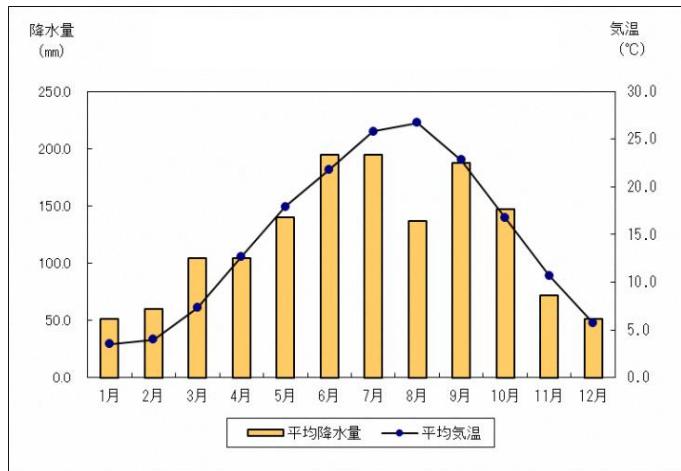
- 盆地内は沖積平野が狭く、台地・丘陵が広く分布しています。
- 丘陵は基盤である花崗岩、片麻岩類を不整合に覆う古琵琶湖層群からできています。
⇒現在の琵琶湖がかつて伊賀盆地にまで及んでいた時代の堆積物です。
- 盆地内には柘植川、服部川、久米川、比自岐川、木津川が流れています。
- 淀川の一次支川である木津川の水系で大阪湾に注がれています。
- 年間の降水量が少ないため、ため池が点在し農業用水として利用されています。



久米川（芝床橋）

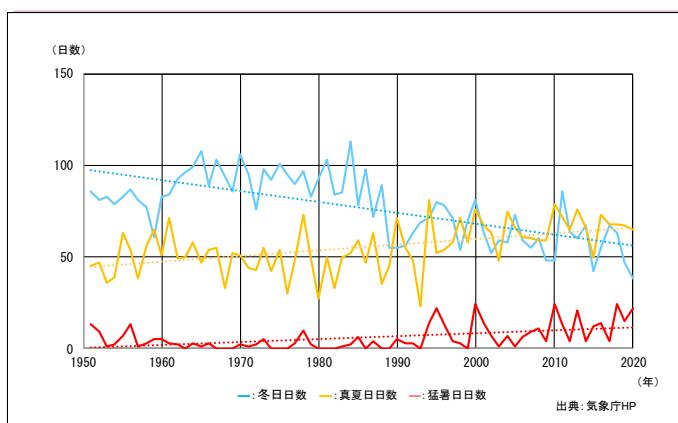
(2) 気 候

本市の気候は、周辺部を除き概ね内陸気候であり、寒暖差が大きく、降水量が少ないと特徴があります。



■本市の平均降水量と平均気温

(1991～2020年)



■冬日・真夏日・猛暑日の日数

- 過去30年間の平均気温は15°C前後です。
- 冬日の日数は減少しています。
- 最低気温は、2012（平成24）年2月に観測した-8.2°Cです。
- 一方、真夏日、猛暑日は増加傾向です。
- 最高気温は、2018（平成30）年7月に観測した38.0°Cです。
- 過去30年間の降水量は年間平均で約1,400mmです。

(3) 植物・動物

- ・本市の植生は、古くから人手がはいり、ほとんどが人為的影響下にある代償生物植生です。
- ・市の北部の平野・丘陵部は、アカマツ林、山地部はアカガシなどのカシ林が存在しています。
- ・市の南部・東部は、スギ、ヒノキが多く存在しています。
- ・伊賀盆地の湿地帯には、サギスケ、ヤチスギラン、トキソウ、ミミカキグサ類、タヌキモ類の湿地性希少生植物がみられます。
- ・国の特別天然記念物に指定されているオオサンショウウオが服部川上流や、河合川上流、木津川上流に棲息しています。

(4) 文化環境

- ・都市化の進展や開発により身近な自然が減少しています。
- ・城下町として形成された市街地は、大きな災害等の被害を受けずに残っています。
- ・周辺地域は溪流、森林など豊かな自然の景色が点在しています。
- ・自然と調和のとれた農山村の原風景を残していく必要があります。
- ・市民の理解と参画を得ながら個性と魅力あるまちづくりの推進に努めています。

4 地球環境

- ・人類の活動として大量生産・大量消費・大量廃棄が繰り返されました。
- ・現在、特に顕在化している問題として、地球温暖化があります。
- ・パリ協定では温室効果ガスの削減の長期目標が設定されました。
- ・本市においても「伊賀市地球温暖化対策実行計画」（事務事業編）を策定し、年平均 1% の温室効果ガス削減に取り組んでいます。

5 循環型社会

(ごみ)

- ・本市のごみ処理量は、人口の減少とともに減少傾向にあります。
- ・ごみの不法投棄は約 12.4t あり、さくらリサイクルセンターや伊賀南部クリーンセンターに搬入されています。

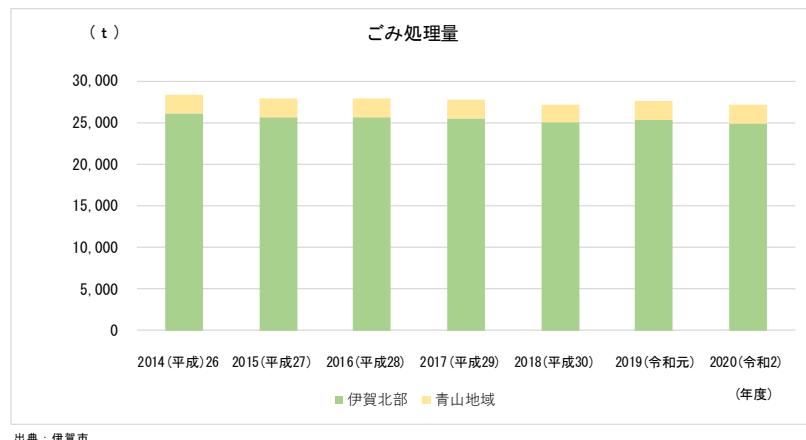
【2017（平成 29）年度】

- ・本市では、市民などに向けた“伊賀市分別アプリ”を導入し、ごみの分別区分や出し方などの配信サービスを行っています。

(し尿)

- ・し尿の処理は、伊賀市浄化センター「さらら」で実施しています。
⇒「さらら」では、し尿を微生物の力で汚濁物質を除去し、汚泥と処理水に分ける膜分離高負荷脱窒素処理方式を採用し、環境への負荷低減を図っています。

さくらリサイクルセンター及び伊賀南部クリーンセンターで処理されたごみの量を示します。



出典：伊賀市

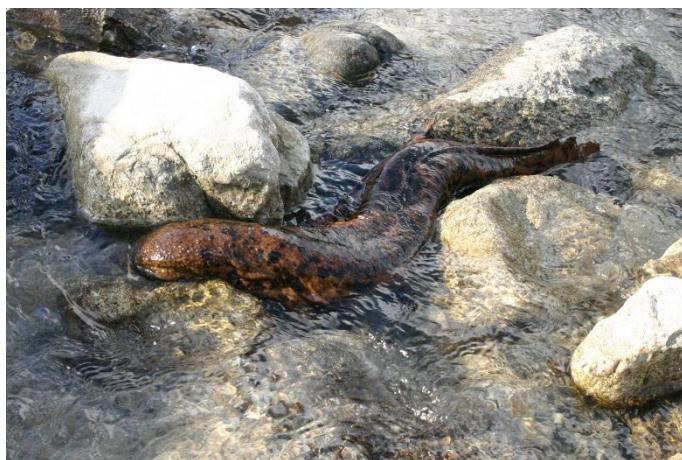
6 環境教育

(学生・学童向け)

- 市内の幼稚園、保育所（園）、小中学校の児童生徒が身近な自然環境や生活環境などに关心を持ち、環境保全に対する認識を深め、行動力を身につけることができるよう、「学校環境デー」を設け、環境保全に対する啓発活動や環境学習などを行っています。

(一般市民向け)

- 環境セミナー等を開催し、地域での取り組みの紹介や環境保全に関する情報の提供などを行っています。



オオサンショウウオ



伊賀市浄化センター「さらら」

7 環境意識

- ・本計画の策定にあたり、広く市民等の環境に対する意向や意見、環境保全への取り組みなどについて聞き、計画に反映させるため「市民等意向調査」を実施しました。
- ・市民 1800 人、事業所 200 社に対し行いました。【2020（令和 2）年 11～12 月】

（1）一般

○環境に対する関心度

「関心がある」と「ときどき考えてみる」を合わせると全体の約 90%と環境への関心が高いことが示されました。また、家庭や職場で環境問題について話し合いをすることが「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせると約 60%あり、家庭や職場で環境問題が話題に挙がっていることを示しています。しかし、前回アンケート調査では、家庭や職場で環境問題について話し合いをすることが、「よくある」と「ときどきある」の回答を合わせると約 80%もあり、今回のアンケート調査では、環境問題について家庭や職場で話題になることが若干、少なくなってきたことが結果として現れました。

伊賀市では伊賀市環境基本条例に基づき「伊賀市環境基本計画」（2007～2015 年度）が策定され取り組みが図られてきましたが、この計画を「知らない」という回答が市民では 56%あり、「内容もよく知っている」、「知っているが内容までよくわからない」、「聞いたことはある」を合わせても 44%でありました。このことは、市民への周知や浸透が不足していたことが伺えます。

また、関心の高い環境問題については「不法投棄など廃棄物の不適正な処理」、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」についての回答が多く、特に最近のニュースや報道で話題となっている環境問題が挙がっています。

続いて「家庭からの生活排水や工場排水などの水質汚濁」などの身近な問題や「森や林、河川などの自然環境の破壊」、「里山・田畠などの身近な自然環境の消失」など、身近な問題についても関心が高くなっています。なお、前回アンケート調査で回答の多かった「有害化学物質や農薬、ダイオキシン類、アスベストなどの問題」は 9%から 4%へと関心度が減少していました。

○環境の情報について

環境に関する情報の入手は、「テレビ・ラジオ」及び「新聞」が圧倒的に多く、それに次いで「行政による広報・回覧版」、「インターネット」の順となっています。今回のアンケート調査では、インターネットの割合は 13%でしたが、前回アンケート調査では 3%であり、インターネット等の媒体による情報入手が少しずつ増えてきていることが伺えます。

環境に関する情報入手については、「十分得ている」、「ある程度得ている」の合計が約 39%、「あまり得ていない」、「ほとんど得ていない」が約 48%であり、前回アンケート調査では、「十

分得ている」、「ある程度得ている」を合計すると約 59%あり、環境に関する情報入手について不足を感じていることが伺えます。

また、不足している環境情報や知りたい情報は、「生活に及ぼす影響」、「環境保全のための対策」「環境問題の現状」、「環境問題の原因」の順になっています。

○環境の現状に対する評価

身近な環境の現状評価は、「公園や広場などまちの緑の豊かさ」、「空気やにおいのさわやかさ」「音の静かさ」、「自然の緑の豊かさ」については「非常に満足」、「満足している」が比較的多く、その反面「まちの清潔さ」、「川やため池の水のきれいさ」、「街並みの景色の美しさ」については比較的「不満」、「非常に不満」が多くなっています。環境の変化については、10 年くらい前と比較して「とくに変化なし」の回答が多数を占めました。

また、環境面で困っている、または気になることとして、「地球温暖化（夏の暑さ、冬の暖かさ、異常気象）」、「道路わきのごみや空き缶」、「里山の荒廃、林地開発等による獣害」などの回答が多くありました。

今回のアンケート調査では、地球温暖化についてどのように感じているかという項目を新設しました。その結果「気温上昇、猛暑日の増加」、「台風の大型化、ゲリラ豪雨・洪水の発生」と回答された割合は約 55%を占め、地球温暖化によると思われる気象現象を身近な問題として捉えていました。

○望ましい環境像

望ましい環境像として最も大切なものは「空気のさわやかさ」、「川やため池の水のきれいさ」、「自然の森の緑の豊かさ」、「自然の景観の美しさ」、「まちの清潔さ」などの回答が上位を占めていました。傾向として大気環境、水環境、環境美化など日常生活に密着した事項を挙げていました。これは、前回アンケート調査とほぼ同様の結果となっていました。

地域の発展、活性化のために伊賀市として取り組むものとしては、「交通網の整備」、「商業施設の整備」、「教育施設や情報交換の場の整備」、「防災施設の整備」などが回答の上位を占めていました。なお、今回アンケート調査では「商業施設の整備」に関して、前回アンケート調査 9%から 15%に上昇していました。

また、「環境を守ることと市の発展との関係」については、どちらとも言えないが回答の約 46%を占めていました。次に「市の発展は多少犠牲にしてでも環境保全に努めるべき」が約 24%を占めていました。

環境を守ることと暮らしの便利さを求めることとのどちらを優先すべきかの質問には、「どちらとも言えない」が約 39%、次いで「生活の便利さは多少あきらめても環境保全に努めるべき」が約 28%となりました。

その一方で、環境保全のための商品などの価格に費用の一部を市民が負担することには賛否が分かれました。これは、前回アンケート調査でも同様の傾向がありました。

自然との触れ合いの施設の必要性については「森林などの豊かな自然は、そのままの状態で残し、施設などの設置はできるだけ必要なもののみにとどめるべき」との回答が約49%あり、現状維持をすることを多くの方が望まれているという結果になりました。

さらに、伊賀市全体のイメージとしてふさわしいと思うものは、「福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせるまち」、「山や川などの自然に恵まれた静かなまち」、次いで、「企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のあるまち」が上位を占め、伊賀市は“医療や福祉が充実し、自然が豊かで、働く企業も多くあり活気ある街のイメージ”がふさわしいと考えられています。

○環境保全に対する取り組み

伊賀市の環境保全に対する取り組みについては「一般ごみ・し尿処理、産廃などの廃棄物処理」「水質汚濁や地下水汚染など水環境の保全」「里山や水辺などの身近な自然環境の保全」「森や林などの自然環境の保全」が回答の上位を占めていました。この上位の回答項目については、前回の調査と同じ傾向になっています。

地域の環境保全活動については、約65%が「積極的に参加している」、「参加したことがある」とされ、市民は何らかの環境保全活動に参加されたことがあることが伺われます。

また、個人で行っている環境配慮の活動としては「ごみ分別の徹底、ごみの減容化」「エコバックの使用」、「こまめに電気を消す」、「エアコン、暖房機器等の適切な温度設定」が上位を占め、廃棄物の削減や電力消費量の削減について市民生活において、定着が図られていることが伺えました。

今後、市民が行いたい環境保全活動は、「ごみの減量化やリサイクルの推進などくらしの中での工夫や努力」「市民活動や行事に参加」や「市民センターで環境指導への参加」が上位を占めていることが分かりました。

(2) 事業所

○環境に関する関心度

環境問題について特に関心が無いと回答された事業所は約 1%しかなく、全般的に事業所としては環境問題に対する関心度は非常に高いことが伺われました。

特に関心が高いものとして、「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」、「工場からの産業廃棄物の排出及びその処理施設の問題」などが上位を占めていました。なお、この上位 3 項目の「ごみの減量化、リサイクルなどの問題」、「地球温暖化、酸性雨、砂漠化やオゾンホールなどの地球環境問題」については、前回アンケート調査でも上位を占めていました。

伊賀市では、伊賀市環境基本条例に基づき「伊賀市環境基本計画」(2007 年度～2015 年度)が策定され取り組みが図られてきましたが、この計画を「知らない」が 42%、「内容もよく知っている」、「知っているが内容までよくわからない」、「聞いたことがある」を合わせても 58%となり、「伊賀市環境基本計画」(2007～2015 年度)について、事業所への周知は、一般市民ほどでもないものの浸透が少し不足していることが伺えました。

○環境の情報について

環境情報の入手源は、「テレビ・ラジオ」、「インターネット」、「新聞」が多くなっています。情報量は「十分得ている」「ある程度得ていること」で合計約 59%を占めており、前回アンケート調査の 75%より減少しています。

環境に関して不足している情報については、様々な回答がありました。「環境問題の現状」、「環境問題の原因」、「生活に及ぼす影響」、「環境保全のための対策」がそれぞれ約 19～24%を占めており、これらの項目について情報不足を感じていることが伺われました。なお、前回アンケート調査でも同様の傾向がありました。

○望ましい環境像

伊賀市が地域の発展、活性化のために優先的に取り組むべき施策として「道路等の交通網の整備」、「商業の設備」、「観光・レクリエーション地の整備」、「企業等の誘致」が上位を占めています。なお、前回アンケート調査でも「道路等の交通網の整備」については、要望が高い結果を得ています。

また、環境を守ることと市の発展のための開発や施設整備などを行うこととの関係については、「どちらともいえない」が約 63%を占めています。次に「市の発展を多少犠牲にしてでも環境保全に努めるべき」が約 20%で続く結果となりました。

環境を守ることと暮らしの便利さとどちらを選択するかは「どちらともいえない」が約 52%を占め、次いで「生活の便利さを多少あきらめても環境保全に努めるべき」の結果となりました。

環境を守るために費用の一部を負担することについては、「どちらともいえない」が約41%、次いで「環境保全のために必要な費用を商品価格やサービスに上乗せすることはやむを得ない」が約36%という結果になりました。なお、サービス業については、「環境保全のために必要な費用を商品価格やサービスに上乗せすべきではない」ことの意見割合が高い傾向にありました。自然との触れ合いのための施設整備の必要性は、「森林などの豊かな自然はそのままの状態で残し、施設などの設置はできるだけ必要なものにとどめる」という回答が一番多く全体の約45%となっていました。

伊賀市のイメージについて最も回答が多かったのは「企業の誘致や産業の振興により働く場所・機会のある活気のあるまち」が約23%であり、その他では「観光施設やレクリエーション施設の充実により観光客などの多くの人が訪れるまち」が約20%、「福祉施設や医療施設、防災施設の充実により安心して暮らせるまち」が約19%、「山や川などの自然に恵まれた静かなまち」が約19%という回答状況であり、意見が分かれていることが伺えました。

○環境保全に対する取り組み

伊賀市としての環境への取り組みについては、今回アンケート調査では、前回アンケート調査で一番多かった「ごみ処理やし尿処理、産廃などの廃棄物処理」より、「里山や水辺などの身近な自然環境の保全」、「森や林などの自然環境の保全」の項目についての回答が多くありました。

事業所における環境保全の取り組みは、「冷暖房等の電気や水の使用的の節約」、「産業廃棄物の発生抑制」などについての取り組みが図られていることが伺えました。

今後の環境保全活動については、「積極的に推進したい」と「ある程度推進したい」を合わせると約70%と、環境保全活動を推進したいと考えている事業所が多いことが伺われます。なお、その理由としては、「環境に対する関心の高まり」、「企業のイメージアップ」、「経費の節約のため」などの理由が多くを占めました。しかし、活動の障害となる要素には、「経費がかかること」や「人手不足」という問題を抱えているという事業所が多いこともアンケート結果から伺えました。

今後行いたい（参加したい）環境保全活動については、「市民活動や行事への参加」、「地域住民への環境保全に対する啓蒙活動」、「環境保全に関する技術提供」などが多くなっています。

環境保全のために取り組むべき機関については、国・県・市・町などの行政に期待するところが大きいと考えていることが伺えます。また、「市民一人一人」という回答も多数あり、これは市民についても行政と連携し協力して取り組んでいく必要があることを示唆しています。